

令和8年度 部活動のきまり 〈生徒用〉

板橋区立高島第一中学校

部活動担当

1 部活動の目的

- (1) 規律ある活動を通じて、望ましい人間関係を育み、発表の場を与えて自信をもたせる。
- (2) 共通の興味や関心を生かし、個性の伸長を図る。
- (3) 自主的な集団行動を通して、健全な心身の育成を図る。特に持続力、忍耐力、連帯性を育て、学習意欲の向上を目指す。

2 部活動のきまり

- (1) 令和8年度は部活動の新設はしない
- (2) 現存する部活で顧問がいなくなった場合の対応について
 - ・管理顧問を置き、現存する部員のみ（新入部員は募集せず）、顧問ができる範囲の活動を保証する。
- (3) 他校との合同部活動について
 - ・合同部活動が決定した時点で当該校と相談のうえルールを決定し、職員へ周知する。
- (4) 活動日、時間
 - ・活動日は各部の定められた曜日に実施する。職員室前の部活動黒板に顧問および代表者が記入する。※昼休み中に確認することを原則とし、給食準備時間には見に来させない。
(担任・顧問から指導する)
 - ・長期休業期間中の活動は、休業前に決定し連絡する。
 - ・定期考査前の1週間は、原則として活動を停止する。(大会が近い部活動については別途記載)
 - ・活動日は、原則「平日1日、休日1日」の週2日は休養日とすること。
 - ・活動時間については、「平日2時間、休日3時間」とする。ただし、試合や大会等のようにやむを得ず長時間におよぶ場合はその限りではない。
 - ・最終下校時刻は通年18:00とする。
(最終下校時刻とは、校内に残っているものはおらず、部員全員が正門から出ている状態を指す)
 - ・顧問の指導の下で活動を行うが、出張等で指導ができない場合は活動を行わない。ただし代わりの教員がいる場合は活動を行うことができる。(副顧問以外でも可) また、運動部については安全性を確保するため、一人の教員が複数の運動部の活動を同時に見ることは認めず、その場合は活動を中止とする。
 - ・外部指導員の扱いに関して、技術や戦術指導については指導の範囲内だが、部の監督責任を単独で負うことはできない。また、顧問も外部指導員に対して、単独での指導を任せないこととする。
- (5) 部活動の範囲
 - ・原則、顧問が活動場所において指導・監督をするものとする。
 - ・準備時間・準備運動などを含めて、活動を見守ることを原則とし、やむを得ず指導ができない場合を除き、顧問不在時の活動が長時間にわたる場合には、部活動担当の判断により活動を終了することを検討する。
 - ・部活指導については、顧問が必ず開始から下校まで見届けることとする。
 - ・最終下校時刻を厳守するとともに、開始時間については、10分前行動を心がけ、早く登校しすぎないよう顧問からも指導をすること。
 - ・会議等やむを得ずに活動場所につくことができない場合には、怪我のない範囲での活動に限定し、顧問が事前に部活動内でのルール設定、事前連絡をすること。
 - ・各部所有の道具(ボール、スターターなど)が放置されている場合には、見つけ次第部活動担当が保管し、顧問へ通達をする。道具の返却の際には、必ず部長が訪ねることを原則とし、1週間を保管期間とする。保管期間終了後は、担当で処分について検討する。

(6) 服装について

- ・活動時の服装は、体育着か各部で許可されている服装とする。(派手なものはさける)
- ・運動部は怪我につながらないように、運動のできる服装で活動する。(髪型等についても指導をする)
- ・どのような事情であっても、**運動部の標準服**での活動は認めない。指示に従えない場合は、部活動への参加の有無について、顧問・部活動担当・生活指導主任間で対応を検討する。

(7) 更衣について(原則)

- ・各部で決められた場所で更衣し、各自の荷物はきちんと管理する。
男子更衣場所 3階学習室
女子更衣場所 女子更衣室もしくは多目的室
- ※更衣で使用した場所の戸締り、電気、施錠は各部の部長が責任をもって行う。
- ※使用状況の悪い時は、部長会や顧問会を通じて、対応を検討する。
- ※原則、更衣場所及び玄関等、活動場所以外の所に荷物は置かず、活動場所に持っていくこと。指導をしても改善がない場合は、部長会及び顧問会を通じて、対応を検討する。

(8) 倉庫、用具の管理、清掃について

- ・倉庫の鍵は、部長が責任をもって、活動終了後に施錠し、必ず職員室に戻すこと。
- ・倉庫内の用具の管理は各部で整理整頓し、授業や他部活の活動の妨げになることのないよう、管理を徹底すること。
- ・活動後には、必ず活動場所の清掃、整備を行うこと。

(9) 対外的な活動(試合、発表会など)について

- ・対外試合、行事に参加する場合は各部で指示された時間、持ち物、服装で参加する。
- ・不要物(お菓子やアメ、ガム、スマホなどの普段の学校生活で禁止されているもの)を持っていかない。昼食のごみは必ず持ち帰る。
- ・ペットボトル、カン、ピンを持っていくことは厳禁。(水筒に入れる)
- ・他の部の応援に行くことは、区内の中学校間の約束で禁止。本校が試合会場であっても応援に来てはいけない。(応援生徒同士のトラブルで、出場停止になった学校もあるため)
- ・移動の際、自転車の利用は禁止とする。

(10) 入退部について

- ・入部手続きは年度ごとに行い、年度初めに保護者連名で入部申込書を提出することにより入部できる。**(※9年生からそれまでと異なる部活動に入部及び転部することも認める)**
- ・原則、1年単位での活動とするが、やむを得ず年度途中で転部する場合は、理由を明記した保護者連名の退部届けを担任に見せ、その後担当顧問に提出する。また、転部の場合は、現顧問(既に途中退部した場合は除く)、転部先の顧問、担任に相談の上、承諾後に再度入部届けを提出する。ただし、各部活動の特性や組織運営上、転部が認められないこともある。
※7年生は3年間続けるつもりで部を決めること。
※生徒が主体的に行うことが部活動の趣旨のため、無断欠席などが多く見られる場合には部活を継続することができなくなる場合があります。

(11) 部費、活動費について

- ・部活動に必要な経費は、原則として受益者負担とする。
- ・徴収した費用は用具、材料の購入などにあてる。
- ・徴収金額、徴収の仕方は各部からの指示に従う。
- ・部費について顧問は扱わないこととし、保護者に部費の管理を依頼すること。
- ・年度途中の転部・休部・退部の場合、納入済みの費用は返金されない。

(12) その他

- ・原則として、会議等で再登校とする場合を除き、再登校はしない。
(遠方の生徒によってはその限りではない。)
- ・再登校の時であっても自転車の登校は認めない。
- ・異学年集団であることを自覚させ、上級生に対する礼儀や言葉遣いを指導する。
- ・活動後は寄り道をせず、すみやかに下校する。

- ・部活動に関するルールに違反した場合は活動停止も検討する。
- ・部活の関係でお金を学校に持ってくる際には、必ず朝のうちに顧問もしくは担任に預ける。
(担任に預けるときには、事情をよく説明した上で、預かってもらうこと。)
- ・きまりについての違反や問題行動が起きた場合は、事実を把握し顧問及び生活指導主任、部活動担当者の判断で対応する。その際、本人及び保護者との話し合いの場をもち、部活動の方針に従い、対応を協議する。

(13) 再登校及び教育相談期間の扱いについて

- ・再登校については、原則しないこととするが、事情に応じて設定をする場合がある。
- ・再登校時間については、以下の通りとする。
 - 給食なし（午前授業の場合）： 14：00 再登校
 - 給食あり（会議や研修の場合）： 15：45 再登校
 ※登校時間の距離を考慮し、再登校時間については全体で統一する。また、再登校時の玄関の解錠については、必ず顧問の教員が行うこととする。
- ・10月（9年生のみ）、11月の教育相談期間（面談期間）においては一斉下校および15：00再登校とし、それ以前には活動は行わないこととする。再登校の際、運動部は必ず家で更衣を済ませておくこと。なお、面談中（15：00～17：00）の間の活動は、面談に支障のないよう行うこと。
※副顧問や代理の教員、部活動指導員がいる場合に限る。

(14) 大会前の部活動の扱いについて

- ・諸活動停止期間中の部活動については、大会前に限り、1時間の活動を認める。土日については、2時間の活動とする。